

令和7年度
せとっ子ファミリー交流館における
飲料自動販売機設置に係る行政財産の貸付
一般競争入札（郵便入札）

参加要領



【お問い合わせ】
せとっ子ファミリー交流館
TEL 0561-87-3636

入札の流れ

0 質問及び回答

- (2) 質問期限：令和8年2月5日（木）午後5時まで
- (2) 提出方法：せとっ子ファミリー交流館宛にメール（kosodate@city.seto.lg.jp）で質問事項（任意様式）を送付
- (3) 回答日時：令和8年2月10日（火）午前10時
- (4) 回答方法：質問があった場合、瀬戸市ホームページにて回答を公表いたします。

↓

1 参加申込書の提出

- (1) 提出期間：令和8年2月3日（火）から令和8年2月13日（金）（必着）まで
- (2) 提出方法：参加申込書等の必要書類をせとっ子ファミリー交流館まで持参又は郵送で提出

※ 期限までに提出のない方は、入札に参加できません。

↓

2 入札書の提出

- (1) 提出方法：郵便局の窓口で「一般書留」、「簡易書留」又は「特定記録郵便」により瀬戸追分郵便局留で郵送
- (2) 到着期間：令和8年2月10日（火）から令和8年2月17日（火）まで

↓

3 開札及び落札候補者の決定

- (1) 開札日時：令和8年2月18日（水）午前11時
- (2) 落札候補者の決定：入札者のうち最高価格の入札をした方を落札候補者とします。

↓

4 資格確認書類の提出

提出期限：令和8年3月4日（水）

↓

5 契約締結

契約締結締切：令和8年3月13日（金）

↓

6 自動販売機の設置

設置期間：令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

↓

7 貸付料の納付及び販売実績報告書の提出

- (1) 契約書内で定められた期限までに、瀬戸市が発行する納入通知書により納付
- (2) 年度毎に販売実績報告書を提出

1 貸付物件

- (1) 貸付物件は、下記のとおりです。詳細は、別紙仕様書をご覧ください。

施設名	設置場所	設置台数	貸付面積	最低貸付価格（5年分）
せとっ子ファミリ ー交流館	瀬戸市 宮脇町 43番地	1台	1. 6 m ²	9, 565円

- (2) 貸付面積には、使用済み容器回収箱の設置スペースを含みます。また、自動販売機の種類によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか申し込み前に設置場所の確認をしてください。
- (3) 現地説明会は行いません。入札に参加を希望される方は、ご自分で現地確認を行ってください。

2 参加者の資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人が、設置事業者として入札に参加できます。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかの規定に該当する事実があった後、3年を経過した者であること。
- (3) 自動販売機の設置業務において3年以上の実績を有し、かつ、本入札公告の日から過去3年以内に、自らが管理及び運営する飲料自動販売機を設置した実績があること。
- (4) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合には、該当する許認可等の免許を有していること。
- (5) 個人の場合は、瀬戸市に住所を有するか又は瀬戸市内で事業を営んでいること。法人の場合は、愛知県内に本店、支店、営業所又は事務所を置いていること。
- (6) 公告日から開札日までの間において、「瀬戸市指名停止取扱要領」(平成13年8月1日施行)に基づき、指名停止措置を受けていない者であること。
- (7) 公告日から開札日までの間において、「瀬戸市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成23年9月29日付け瀬戸市長・愛知県瀬戸警察署長締結)及び「瀬戸市が行う契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領」(平成19年12月1日施行)に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあっては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けている者であること。
- (9) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立がなされている者にあっては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けている者であること。
- (10) 国税、愛知県税及び瀬戸市税の未納がないこと。

3 貸付条件

(1) 設置事業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、瀬戸市が設置事業者に対し、行政財産である土地又は建物の一部を一時貸付けする方法により行います。

(2) 貸付期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。

(3) 貸付料

ア 入札により決定した金額をもって5年間の貸付料とします。

イ 貸付料は、瀬戸市が発行する納入通知書により、年度毎に瀬戸市の指定する期限までに一括納付してください。

(4) 必要経費

ア 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用は全て設置事業者の負担とします。

イ 電気料について、貸付料とは別に設置事業者の負担とします。実費相当額を通知しますので、瀬戸市が発行する納入通知書により、年度毎に瀬戸市の指定する期限までに一括納付してください。

(5) 設置機器の仕様及び維持管理

仕様書に記載の事項を遵守してください。

(6) 利用上の制限

利用期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 貸付料及び電気料を期限までに確実に納付すること。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

ウ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、瀬戸市の指示に従うこと。

エ 契約書及び仕様書に記載の事項を遵守すること。

(7) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を瀬戸市に請求することができません。

4 質問及び回答

入札公告及び参加要領、仕様書に関して質問がある場合は、質問事項を任意様式にて、せとっ子ファミリー交流館まで提出してください。

(1) 質問

ア 質問期限

令和8年2月5日（木）午後5時まで

イ 提出方法

せとっ子ファミリー交流館宛にメール（kosodate@city.seto.lg.jp）で質問事項（任意様式）を送付。

(2) 回答

ア 回答日時

令和8年2月10日（火）午前10時

イ 回答方法

質問があった場合、瀬戸市ホームページにて回答を公表いたします。

5 入札参加申込み

入札公告、参加要領、仕様書を十分に理解するとともに、実際に貸付物件を現地にて確認した上で入札の参加申込みをしてください。貸付物件につきましては現場説明会を行いませんので、各自で確認をしてください。

(1) 申込期間

令和8年2月3日（火）から令和8年2月13日（金）まで（月曜日を除く。）（必着）

(2) 申込時間

午前8時30分から午後5時まで

(3) 申込場所

瀬戸市宮脇町43番地 せとっ子ファミリー交流館

(4) 申込方法

持参又は郵送

(5) 申込書類（各1部）

ア 参加申込書（第1号様式）

イ 代表者等名簿（第2号様式）

ウ 誓約書（第3号様式）

エ 自動販売機の設置業務について3年以上の実績を証明する写し

オ 2の(4)に係る許認可等の免許証の写し

カ 2の(5)に係る書類の写し（個人かつ先のエ及びオにおいて資格を満たしていることが確認できない場合）

6 入札保証金

瀬戸市契約規則（昭和40年瀬戸市規則第18号）第9条第2項第2号により免除

7 入札書の提出

(1) 入札書の記載事項

ア 入札書（第4号様式）に、入札者の住所、氏名（法人の場合は、名称並びに代表者肩書及び氏名）を記入のうえ、押印（法人の場合は代表者印）してください。

イ 入札金額の記入は算用数字を用い、最初の数字の前に「金」の文字を記入してください

さい。また、入札金額は参考価格以上とし、3(2)の貸付期間中の5年間の貸付料の総額を記入してください。

(2) 入札書の提出方法

ア 入札書を封筒に入れ、封緘した後、封筒に入札者の住所、氏名（法人にあっては名称並びに代表者肩書及び氏名）を記入し、次の「(3)ウ 封筒の様式」のように押印（個人の場合は認印、法人の場合は代表者印）し、郵便局の窓口で「一般書留」、「簡易書留」又は「特定記録郵便」により瀬戸追分郵便局留で郵送してください。

※ 発送の際に郵便局より渡される差出控えは開札が終わるまで保管してください。

※ 入札書を持参いただいても受付しません。また、「一般書留」、「簡易書留」又は「特定記録郵便」以外の方法で入札書を提出した場合は無効です。

イ 提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換又は撤回することはできません。

(3) 入札用封筒及び宛先

ア 入札用封筒

郵便入札用封筒は、長形3号（横120mm×縦235mm）の封筒を使用し、開札日・入札案件名称・入札者の商号又は名称・代表者職氏名を記載、押印（個人の場合は認印、法人の場合は代表者印）し、継目に3カ所入札書と同一の印を押してください。

イ 宛先

〒489-0065

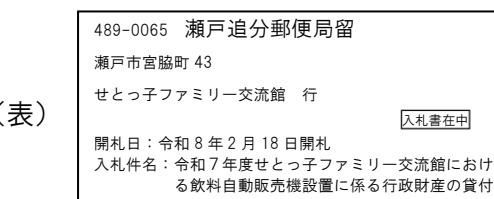
瀬戸追分郵便局留（目立つよう大きく記載してください）

瀬戸市宮脇町43

せとっ子ファミリー交流館 行

※ 上記のとおり記載し、必ず一般書留、簡易書留又は特定記録郵便で郵送してください。直接届いたもの（普通郵便及び持参）は無効です。

ウ 封筒の様式



エ 到着期間

令和8年2月10日（火）から令和8年2月17日（火）まで

※ 上記期間内に瀬戸追分郵便局に届くよう手続きをしてください。早すぎたり、遅れたりすることがないよう注意してください。到着期間外に届いたものは無効です。

※ 追分郵便局へ直接持参する場合は、その入札書を追分郵便局から瀬戸郵便局へ差し出し、その後、追分郵便局へ郵送されますので（普通郵便と同様）、その日数を考慮の上、持参してください。

※ 市の入札執行担当者が、開札日に瀬戸追分郵便局から受領します。郵便局留の制度上、瀬戸追分郵便局に届いてから 10 日を経過しますと市で受領できなくなりますので、開札日を考慮の上発送してください。(送付いただくのが早すぎても受領ができません。)

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効になりますのでご注意ください。

- ア 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- イ 所定の日時までに参加申込書（第1号様式）、代表者等名簿（第2号様式）及び誓約書（第3号様式）を提出していない者のした入札
- ウ 入札に際して談合等による不正行為があつた入札
- エ 同一事項の入札に対し、2以上の意志表示をした入札
- オ 記名及び押印のない入札
- カ 入札書の記載事項が確認できない入札
- キ 一般書留、簡易書留又は特定記録郵便以外の方法で入札書を提出した場合
- ク 入札書が郵便局への到着期限を過ぎて到着した場合
- ケ 瀬戸追分郵便局留めではなく、瀬戸市役所に直接届いた場合
- コ その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

8 開札

(1) 開札日時

令和8年2月18日（火）午前11時

(2) 入札の中止

ア あらかじめ不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止することができます。

イ 先のアの場合において、入札者が損失を受けても、瀬戸市は補償の責を負いません。

(3) 開札の立会い

開札日時に入札執行担当者以外の職員1名以上立会いのうえ、開札します。

(4) 落札候補者の決定

ア 入札者のうち最高価格の入札をした方を落札候補者とします。

イ 同額となった場合には、立会職員によるくじを行います。

(5) 落札候補者への連絡

落札候補者へ、開札後（原則として当日中）にせとっ子ファミリー交流館より連絡します。

9 資格確認

落札候補者は、次に掲げる資格確認書類を持参又は郵送により提出してください。

(1) 提出期限

令和8年3月4日（水）（必着）

(2) 提出書類

- ア 参加資格確認申請書（第5号様式）
- イ 証明書類（発行日から3か月以内のもの）
 - 【法人の場合】・・・登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
 - 【個人の場合】・・・住民票の写し又は外国人登録原票の写し。
- ウ 国税、県税及び瀬戸市税の未納がないことの証明書（発行日から3か月以内のもの）
 - (ア) 国税について（所轄税務署が発行する証明書）
 - A 法人・・・「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書
 - B 個人・・・「所得税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書
 - (イ) 県税について（県税事務所が発行する納税証明書）
 - A 法人・・・「法人県民税」、「法人事業税」、「地方法人特別税」及び「自動車税」の納税証明書
 - B 個人・・・「個人事業税」及び「自動車税」の納税証明書
 - (ウ) 瀬戸市税について（誓約書の提出により、市で確認します。）
 - A 法人・・・「法人市民税」、「固定資産税・都市計画税」及び「軽自動車税」
 - B 個人・・・「市・県民税」、「固定資産税・都市計画税」及び「軽自動車税」
- (3) 落札候補者に参加資格がなかった場合は、次順位の者が落札候補者となり、資格審査を受けていただく必要があります。その場合は、瀬戸市よりその旨の連絡がありますので、持参により資格審査に必要な書類を提出してください。

10 落札者の決定

落札候補者に提出して頂いた資格確認書類等により審査を行い、入札参加資格を満たしていることを確認したときは、速やかに落札者として決定します。決定後、直ちに落札者に連絡します。

11 契約の締結

落札者決定後、直ちに契約を結びます。

(1) 契約締結締切

令和8年3月13日（金）

(2) 契約時の注意事項

- ア 別紙契約書により、契約書を作成するものとします。
- イ 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とします。
- ウ 貸付契約は申込者名義で行います。

12 契約保証金

瀬戸市契約規則（昭和40年瀬戸市規則第18号）第30条第2項第3号により免除

13 販売実績の報告

設置した自動販売機に係る月別販売数量及び月別販売金額について、販売実績報告書(第6号様式)により、年度毎に瀬戸市へ報告していただきます。

14 問合せ先

瀬戸市 せとっ子ファミリー交流館

瀬戸市宮脇町4 3番地

電話 0561-87-3636

FAX 0561-97-2798